

■商標法施行規則[別紙第6号の2書式]

商標専門機関登録申請書

受付番号	受付日付	処理期間	90日
申請機関	機関名	代表者氏名	
	法人登録番号（事業者登録番号）	電話番号	
	事務所所在地		
資本金 (資産評価額)			
設立目的			
設立年月日			
<p>「商標法」第51条第2項、同法施行令第10条第2項及び同法施行規則第47条の2に基づいて商標専門機関登録を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請人</p> <p style="text-align: right;">(署名又は印)</p> <p>特許庁長 貴下</p>			
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 「商標法」第51条第1項各号の業務に必要な装備の保有の現状 「商標法」第51条第1項各号の業務を遂行することができる専任人材及び組織の現状 業務遂行の独立性と公正性を保障することができる業務処理基準の具備の現状 「商標法」第51条第1項各号の業務と関連する役職員、施設及び装備に対するセキュリティ体系構築の現状又は計画 その他、登録に必要な書類として令第10条第3項に基づいて特許庁長が告示する書類 		手数料 なし
担当公務員 確認事項	法人登記事項証明書（申請人が法人の場合にのみ該当します。）		
処理手続き			
申請書作成 申請人	⇒	受付 特許庁	⇒
		申請内容確認（書面審査）・実態調査 特許庁	⇒
			登録及び登録証 発給 特許庁